

石川県警察情報処理能力検定に関する訓令

平成 5 年 1 2 月 1 0 日
石川県警察本部訓令第 1 8 号

石川県警察情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

石川県警察情報処理能力検定に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成 5 年警察庁訓令第 1 号）に基づき、石川県警察職員の情報管理に関する知識及び技能の向上に資するため、石川県警察情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定委員会の設置)

第 2 条 能力検定に関する業務を処理するため、警察本部に石川県警察情報処理能力検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長に警務部長を、委員に警務課長及び情報管理課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

(委員会の任務)

第 4 条 委員会は、定期又は必要に応じ能力検定を実施する。

- 2 委員会は、能力検定を実施したときは、情報処理能力検定実施結果報告書（別記様式第 1 号）をもって、合否を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、能力検定の級位の認定を受けるものとする。
- 3 委員会は、合格者に対し合格証書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

(委員会の庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、情報管理課でこれを行う。

- 1 委員会は、能力検定の級位の認定を受けた者について能力検定認定者台帳（別記様式第 3 号）に所要事項を記入し、保管するものとする。

(能力検定級位の検定及び認定)

第 6 条 能力検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

- 2 初級及び中級の級位の検定及び認定は本部長がこれを行う。
- 3 上級の級位の検定及び認定は警察庁長官がこれを行う。
- 4 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表第 1 のとおりとする。

(能力検定の方法、手続等)

第7条 委員会は、能力検定試験の種別、日時及び場所を決定する。

2 所属長は、初級及び中級の能力検定の受験申込者がある場合、実施期日の10日前までに受験者名簿(別記様式第4号)を委員会に提出するものとする。

3 初級及び中級の能力検定は筆記試験によりこれを行い、その細目は別表第2のとおりとする。

(能力検定の受験資格)

第8条 初級及び中級の能力検定の受験資格は問わないものとする。

(能力検定の合格基準)

第9条 各級の能力検定試験は、第7条第3項に基づく各級の知識及び技能の基準に従って実施し、20問中60%以上の正解をもって合格とする。

(他警察機関との調整)

第10条 本県警察以外の警察機関が実施した初級及び中級の能力検定の認定を受けた者は、本県警察の能力検定の認定を有する者とみなす。

(特例)

第11条 委員会は、初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認められる者については、能力検定試験を行わず、本部長に対し認定を上申できるものとする。

(補則)

第12条 本訓令に定める能力検定の実施に必要な事項については、この訓令に定めるほか委員長が別にこれを定めるものとする。

附 則(平成5年12月10日警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成15年4月16日警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

級位	知 識 及 び 技 能
初級	1 端末装置等の基本的な操作を支障なく行うために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る法令に関する知識その他コンピュータ・セキュリティに関する知識であって、端末装置等の基本的な操作に必要なもの
中級	1 単体システムでの情報処理業務のためのプログラムを作成するために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る法令に関する知識その他コンピュータ・セキュリティに関する知識であって、情報処理機器の操作及びプログラムの作成に必要なもの
上級	1 高度のプログラムを作成し、並びにオンライン・システム等のシステムの設計及び検証を行うために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る法令に関する知識その他コンピュータ・セキュリティに関する知識であって、情報処理機器の操作、高度のプログラムの作成及びオンライン・システム等のシステムの設計及び検証に必要なもの

別表第2（第7条関係）

試験細目

級位	知識及び技能に関する 基準の詳細	試験の細目
初級	1 端末装置の基本的操作に必要な知識及び技能 2 警察における情報処理に関する関係法令等の知識 3 コンピュータのセキュリティに関する基本的な知識	1 情報処理における各種法令等に関する知識 (1) 電子計算機処理に係る個人情報保護に関すること。 (2) 情報セキュリティポリシーに関すること。 (3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。 (4) その他関連法規に関すること。 2 アプリケーションパッケージの利用に関する知識 3 コンピュータ全般に関する知識 (1) コンピュータに関する基本的な用語、概念等に関すること。 (2) ホームページの閲覧等に関すること。 4 コンピュータのセキュリティ対策に関する知識 (1) データ保護に関すること。 (2) 基本的なウイルス対策に関すること。
中級	1 所属における情報処理技術を活かした業務改善等を行うため、単体システムでのプログラムを作成するために必要な知識及び技能 (1) アプリケーションソフトウェアの高度な利用に必要な知識及び技能 (2) 基本的なプログラム言語によるプログラム開発に必要な知識及び技能 2 所属における情報管理に関する指導員として必要な知識及び技能 (1) 端末装置等の設定変更及び軽微な障害等に	1 情報処理における各種法令等に関する知識 (1) 電子計算機処理に係る個人情報保護に関すること。 (2) 情報セキュリティポリシーに関すること。 (3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。 (4) その他関連法規に関すること。 2 アプリケーションパッケージの応用に関する知識 3 コンピュータ及びネットワークに関する知識 (1) コンピュータに関する用語、概念に関すること。 (2) ハードウェアの構成、各種装置に関すること。 (3) ソフトウェアに関すること。 (4) インターネットに関する基本的な用

	<p>対応できる知識及び技能</p> <p>(2) 情報処理業務に関する関係法令の知識</p> <p>(3) ネットワークのセキュリティに関する知識及び技能</p>	<p>語、概念等に関すること。</p> <p>(5) ネットワークに関する基本的な用語、概念等に関すること。</p> <p>(6) V D T 障害等に関すること。</p> <p>4 コンピュータのセキュリティ対策に関する知識</p> <p>(1) データ保護に関すること。</p> <p>(2) ウイルス対策に関すること。</p> <p>(3) 障害対策に関すること。</p> <p>(4) ネットワークの基本的なセキュリティ対策に関すること。</p> <p>5 マクロ、HTML等のプログラムに関する知識</p>
<p>上級</p>	<p>1 ネットワークを利用したシステムの設計及び高度なプログラムの作成、並びに検証等を行うために必要な知識及び技能</p> <p>(1) ネットワーク等に関する知識及び技能</p> <p>(2) 汎用電子計算機及びクライアント・サーバを利用したシステム開発等に関する知識及び技能</p> <p>(3) システム開発プロジェクトの推進及び管理に関する知識及び技能</p> <p>2 情報管理システムの監査の実施等に必要な知識及び技能</p> <p>(1) ネットワークのセキュリティに関する知識及び技能</p> <p>(2) システム監査等の計画及び実施に関する知識及び技能</p>	<p>1 コンピュータ及びネットワークを利用したシステムに関する知識</p> <p>(1) ハードウェアに関すること。</p> <p>(2) ソフトウェアに関すること。</p> <p>(3) ネットワーク技術に関すること。</p> <p>(4) データベースに関すること。</p> <p>2 コンピュータのセキュリティ対策に関する知識</p> <p>(1) データ保護に関すること。</p> <p>(2) ウイルス対策技術に関すること。</p> <p>(3) 障害対策技術に関すること。</p> <p>(4) ネットワークを利用したシステムのセキュリティ対策に関すること。</p> <p>(5) 認証、アクセス管理に関すること。</p> <p>3 プログラミングに関する高度な知識</p> <p>4 システム開発・管理に関する知識</p> <p>(1) 入出力の設計に関すること。</p> <p>(2) 処理の設計に関すること。</p> <p>(3) プログラムのテスト・検査に関すること。</p> <p>(4) その他システムの開発・管理に関すること。</p> <p>(5) システム監査の計画及び実施に関すること。</p>